

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

地域の災害リスクについては、産山村が令和6年5月に発行した「産山村防災マップ」を中心に現状把握を行った。

<https://www.ubuyama-v.jp/material/files/group/1/bousaimappu.pdf>

(洪水：ハザードマップ)

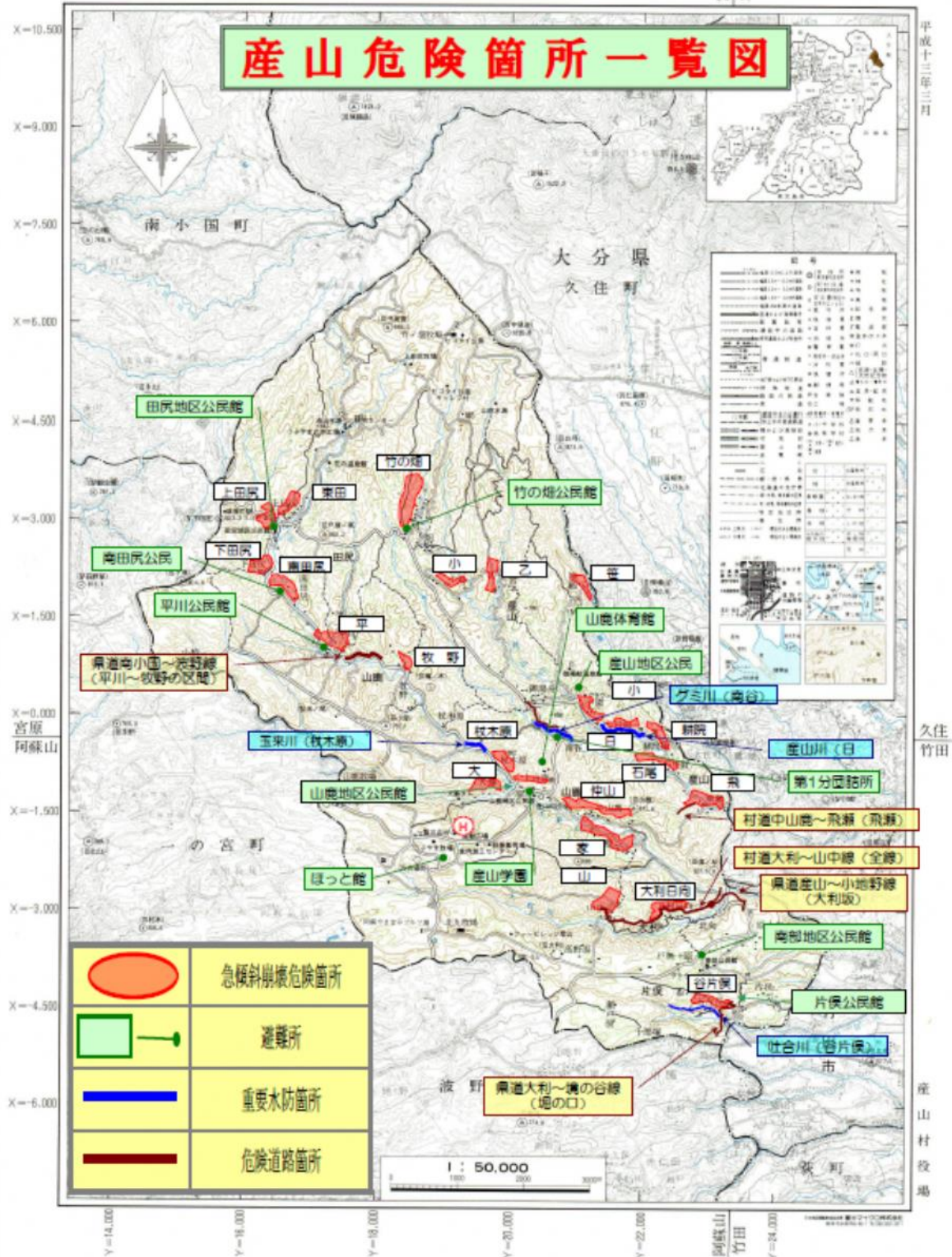
産山村の防災マップによると、当会の立地する地域を含め村内全域において浸水の可能性は低く、
商工業者・小規模事業への影響は少ないと考えられる。

<https://www.ubuyama-v.jp/material/files/group/1/bousaimappu.pdf>

<< 産山村管内図 産山危険箇所一覧図 >>

産山村管内図

宮原 久住



(土砂災害：ハザードマップ)

平成 2 年 6 月 29 日から 7 月 2 日にかけて、九州地方中・北部は台風 6 号から変わった低気圧の接近により梅雨前線が活発化し、集中豪雨に見舞われた。とくに降雨の激しかった阿蘇地方では、一の宮町坂梨地区を流れる古恵川などにおいて、多量の土砂と流木により壊滅的な被害を発生させ、ここ産山村でも土砂崩れにより 1 名が死亡した。

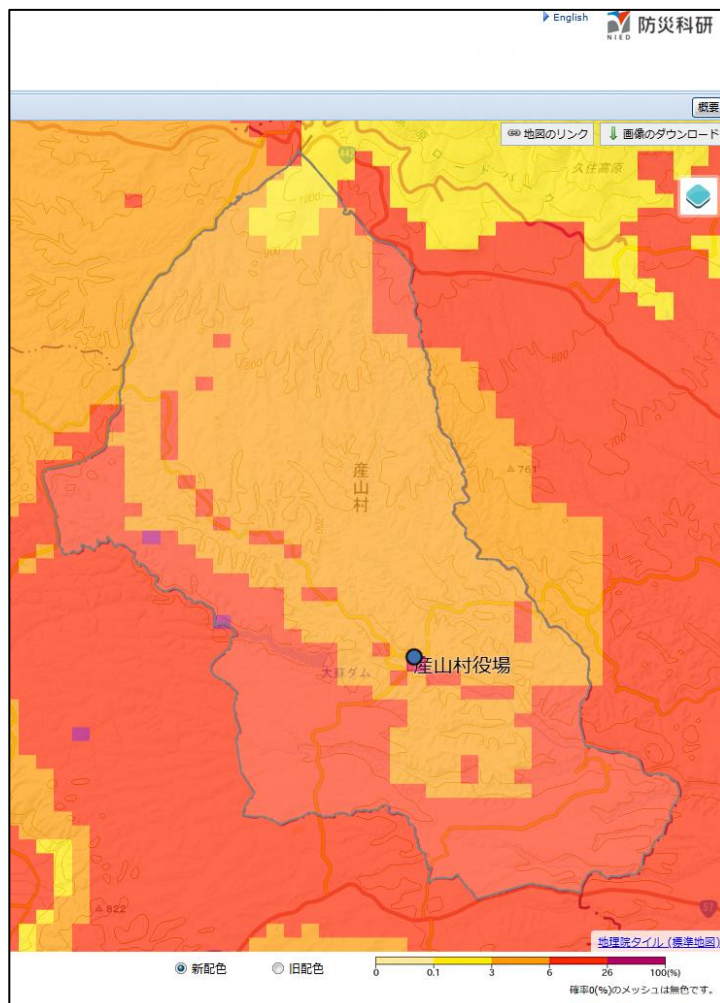
産山村の防災マップによると土砂災害警戒区域が山付きを中心に 127 か所存在している。

事業者の建物もこの区域に入っている件数も多く、建物被害のみならず事業者・従業員の被災リスクが高い。

(地震：JSHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、南部地域を中心に今後 30 年間で 6～26%の確率で震度 6 弱が発生し、それ以外は、3%～6%の確率となっている。

また、平成 28 年熊本地震では、最大震度 6 強を観測し、負傷者 2 名、避難者（延人数）1,200 人・家屋被害 230 棟を超えるなど、村内各地で道路の破損、土砂崩れ、農業 施設等で甚大な被害が発生し、農業や観光等に大きな影響を受けました。



(その他)

産山村は熊本県の内陸部、九重連山地域の高原上に位置し、村域は阿蘇くじゅう国立公園に含まれている。

近年、日本各地で毎年多数の台風が接近または上陸し、強風と大雨によりたびたび大きな被害がでている。また、短期間のうちに狭い地域に集中して降る集中豪雨は、狭い地域に限られ突発的に降るため、予測が難しく、河川の氾濫や土砂崩れ、崖崩れなどによる大きな被害をもたらしている。

(感染症)

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生し、ほとんどの人が新型のウィルスに対する免疫を獲得していないため世界的に大きな流行を繰り返している。全国的かつ急速なまん延により、産山村においても大きな健康被害と社会的影響をもたらすおそれがある。また、同様に未知の感染症が発生する可能性もある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 51人 (令和3年6月現在)
- ・小規模事業者数 49人 (令和3年6月現在)

	管内事業者数	小規模事業者数	備考(事業所立地状況等)
合計	51	49	
建設業	9	9	地区内に広く分散している
製造業	3	3	地区内に広く分散している
卸売業	4	3	地区内に広く分散している
小売業	12	12	地区内に広く分散している
飲食・宿泊業	12	11	北部エリアを中心に広く分散している
サービス業	8	8	地区内に広く分散している
その他	3	3	地区内に広く分散している

※令和3年経済センサスより

地区内には商店街などの密集地がなく、地形に沿って民家、事業所が存在している。

(3) これまでの取組

1) 産山村の取組

- ・防災計画の策定 避難所の指定、連絡体制の構築、防災マップの作成と周知。
HP、お知らせ端末、防災無線、テレビ、防災メール、エリアメールを通して防災情報を提供。
- ・防災備品の備蓄 役場の総務課にて、食料、水、消耗品等を備蓄。
- ・防災訓練 各地区や学校等にて防災訓練の実施。
- ・国の機関の職員派遣、他地方公共団体の職員派遣の要請。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び予防接種の助成。
- ・事業者向け感染症予防消毒液の無料配布。
- ・産山村防災会議の実施(年1回)
- ・産山村国土強靱化地域計画の策定(令和2年4月)

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知。
- ・産山村が提供するハザードマップを活用し、自然災害等のリスクを周知した。
- ・熊本県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進。
- ・防災グッズ(ラジオ、簡易トイレ、懐中電灯、乾電池、アルミブランケット、マスク、軍手、応急セット等)を事業所に無料配布。
- ・事業継続力強化に関するセミナーを開催し、事業継続力強化計画、BCP等の国の背策を周知するとともに、策定の必要性を啓発した。(令和4年度～令和6年度、毎年1回)
- ・事業者BCPの策定済みの事業者に対して巡回等にてフォローアップを実施した。

・本計画の策定にあたって、事業者に影響を与える災害リスクの検討や重点的に支援をすべき対象を決定するため、産山村企画振興課と産山村商工会にいて連絡会議を開催した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

- ・村内小規模事業者を訪問し、事業者BCPの策定にかかる指導 2者
- ・事業継続力強化に関するセミナー 年1回
- ・くまもと共済と連携した損害保険への加入促進 2者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

II 課題

- ・現状では、当商工会の緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ・当会役職員や小規模事業者が地域の災害リスクに関する十分な情報を持ち合わせていない。
- ・防災備品の備蓄が必要である。
- ・地区内の小規模事業者における事業者BCP(もしくは事業継続力強化計画)の策定の必要性に関する認識がまだまだ低い。

といった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

① 事業者BCPの策定が進んでいない

管内事業者のうち、既にBCPを策定している事業者は、まだ少なくその事業者は宿泊旅館業などごく一部に限られている。規模別では、小規模事業者のほとんどは策定していない現状にある。したがって、事業者BCPの策定に関する産山村の取組状況は、まだまだ普及・啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組も本格化していないのが実態である。村と商工会との連携による取組強化への必要性が高まっている。

② 策定支援のスキル習得に課題がある

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得に課題があり、専門知識やノウハウを持つ専門家や

損保会社等との連携が必要である。

③ 小規模事業者向けの策定ツールの不足

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小

規

模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、簡易版のフォームをはじめとした小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

【対策】

- ① 事業継続力強化の取り組み状況については、当会会員へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 産山村企画振興課と産山村商工会で念1回の協議会を開催し本計画における災害リスクや支援の方針を決定する、また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う当会経営指導員の不足について、くまもと共済、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて、当会職員向けに研修や勉強会等を開催し専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

3 目標

- ① 地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ② 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と産山村との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがありません。「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と細分化しておくことも有用）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ④ 平時から物資の備蓄を行い、災害時に備える。
- ⑤ 巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ⑥ 管内小規模事業者へのBCP策定支援の強化
独自の取組目標（セミナー開催回数、事業継続計画（BCP）策定件数）
※意欲的で必要性の高い事業者をセミナー開催してBCP策定支援を行う。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年2者に対して事業者BCPの策定・見直し支援を行う。
- ② 損害保険加入の取り組みを2者に対して行う。
- ③ 上記目標達成のため、年1回セミナー、説明会を開催する。

※ その他（必要に応じて、都道府県独自記載事項）

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

・当会と産山村の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1） 村内小規模事業者の事業継続力強化の取り組み状況の把握

・経済産業省、自治体等と連携し、村内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取り組み内容を巡回、セミナー周知におけるアンケートにて把握する。

（2） 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

・巡回経営指導時に、ハザードマップなどを用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水彩補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介などを実施する。

《各年度の目標件数》

項目	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業者BCP策定件数	1	1	2	2	3
専門家派遣件数	1	1	2	2	3
セミナー開催件数	1	1	1	1	1

（3） フォローアップ

・事業者BCPの策定後2年が計画した事業者に対し、巡回経営指導時に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。

・支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定。最新性へつなげる指導を行う。

（4） 知見の共有及び事業継続力の底上げ

・同じ地域や同じ業種など関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

・未策定の事業者へ同業種で先に策定した事業所の例を示し、策定へのきっかけとするとともに災害対策の必要性を訴え、策定支援を行う。

（5） 関係団体との連携

熊本県火災共済協同組合やBCP作成の専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

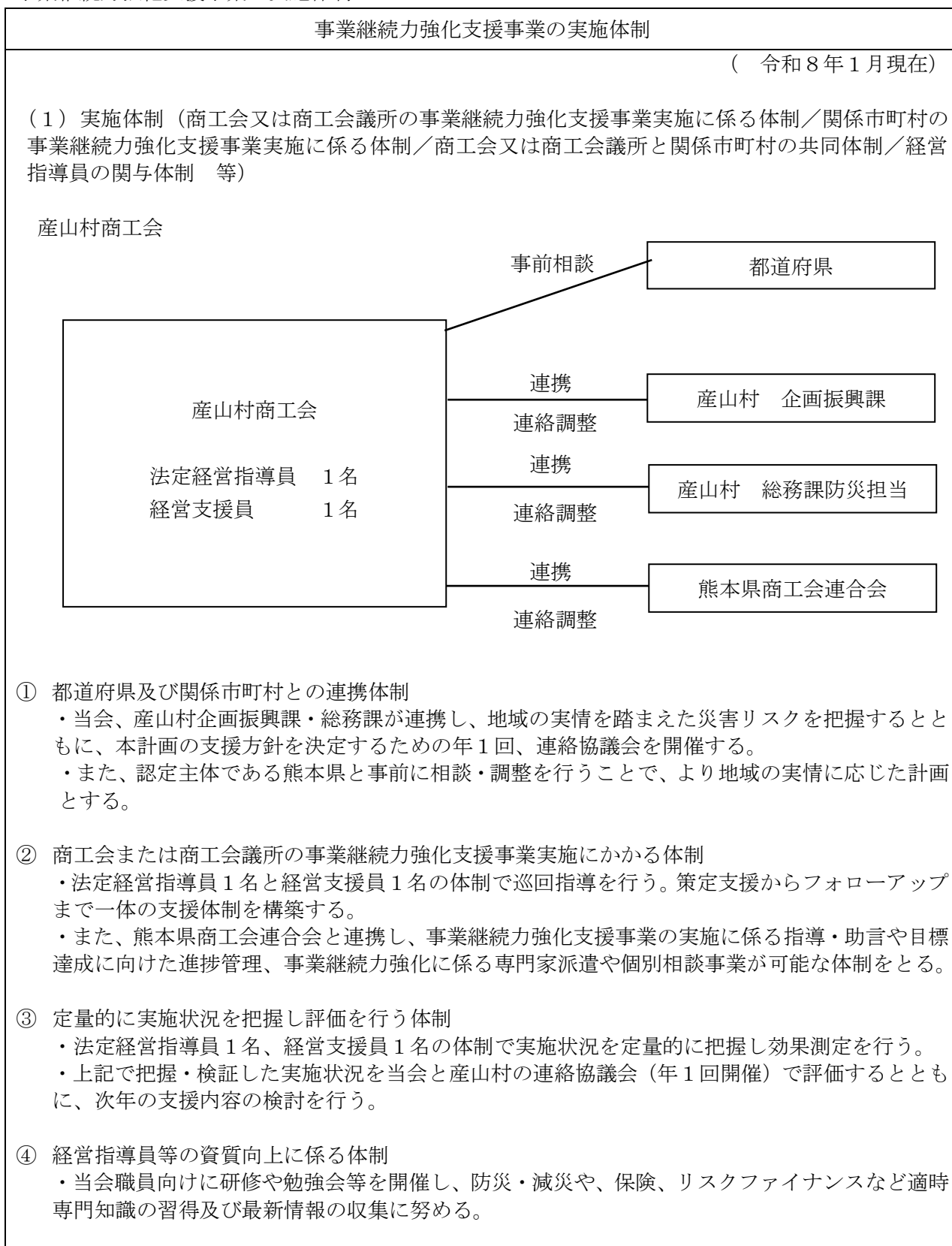
・連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、（独法）中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。

※ その他（必要に応じて，都道府県独自記載事項）

- ・上記内容に変更が生じた場合は，速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 横田 淳 (連絡先は後述 (3) ①参照)

② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取り組み実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく事業に進捗管理、見直し等フォローアップ

③ 広域経営指導員の当否

経営指導員 横田 淳 は、施行規則第2条第2項に規定する広域経営指導員に該当しない。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

① 商工会／商工会議所

産山村商工会

郵便 869-2703 熊本県阿蘇郡産山村山鹿 2 2 2 8 - 6

TEL:0967-25-2811 FAX:0967-25-2473

E-mail:ubuyama@kumashoko.or.jp

④ 関係市町村

産山村役場 企画振興課

総務課防災担当

〒869-2703 熊本県阿蘇郡産山村山鹿 488-3

TEL:0967-25-2211 FAX:0967-25-2864

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	年度	年度	年度	年度	年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	20	20	20	20	20
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ チラシ作製費	50	50	50	50	50
・ 防災備品購入費	30	30	30	30	30

--	--	--	--	--	--

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。